

令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰 重点支援給付金（3万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（**1世帯あたり3万円**）は、住民税均等割非課税世帯や令和5年1月から10月までに家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。
- 令和5年6月1日時点で南知多町に住民登録のある方が対象です。

給付金の支給額

1世帯あたり **3万円**

給付金の支給時期

南知多町が確認書(または申請書)を受理した日から**3週間後**が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の令和5年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和5年1月～10月の収入が減少し
「住民税非課税相当」
の収入となった世帯(家計急変世帯)

南知多町から
確認書が届きます（**要返送**）
※一部申請が必要な場合があります

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

申請期限：**令和5年10月31日（火）**

該当すると思われる方は、役場までご連絡ください

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和5年度住民税（均等割）が非課税の世帯

世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から南知多町にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、南知多町から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。



- 内容を確認して、南知多町に**返信してください**。

【確認事項】

- ①住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと
- ②住民税課税となる所得があるのに未申告である者がいないこと
- ③他市町村から価格高騰重点支援給付金と同様の給付金の支給を受けた者がいないこと

世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 南知多町の確認が終わり次第、順次、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。



- 内容を確認して、南知多町に**返信してください**。

II 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 定年退職による収入の減少や、年金が支給されない月や事業活動に季節性があるもの等の通常収入が得られない月の収入等、当該月に収入がないことが明らかである方は、[予期せず]に該当しません。

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和5年1月から10月までの任意の1か月収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。

（住民税非課税となる年間給与収入の目安（南知多町の場合）単身の場合：93万円以下、配偶者を扶養の場合：138万円以下）

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに南知多町の窓口に、郵送でご提出ください。

! 収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、南知多町や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

南知多町役場 住民福祉課 社会福祉係

☎0569-65-0711（内線115～117）受付時間 平日8:30～17:15（閉庁日を除く）